

議案第4号

小松市立学校管理規則等の一部を改正する規則について

小松市立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

小松市立学校管理規則等の一部を改正する規則

(小松市立学校管理規則の一部改正)

第1条 小松市立学校管理規則(平成14年小松市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(小松市立小学校及び中学校の準教科書の無償措置に関する規則の一部改正)

第2条 小松市立小学校及び中学校の準教科書の無償措置に関する規則(昭和48年小松市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松市立小学校等の準教科書の無償措置に関する規則

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校(以下「小学校等」という。)」に改める。

第3条中「小学校の児童及び中学校の生徒」を「児童及び生徒」に改め、「小学校及び中学校」を「小学校等」に改める。

第4条中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改める

第5条中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改め、「小学校の第1学年から第6学年までの児童及び中学校の第1学年から第3学年までの生徒」を「小学校等に在籍する児童及び生徒」に改める。

第6条中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改め、「次に掲げるもの」を「体育(全学年)」に改め、「小学校 体育(全学年)・特別活動(全学年)」及び「中学校 体育(第1学年)」を削る。

第7条から第9条まで及び第11条から第13条までの規定並びに第15条中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改める。

(小松市立学校通学区域規則の一部改正)

第3条 小松市立学校通学区域規則(平成31年小松市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小松市立小学校及び小松市立中学校(以下「小松市立小中学校」という。)」を「小松市立小学校, 小松市立中学校及び小松市立義務教育学校(以下「小松市立小学校等」という。)」に改め, 第2条中「小松市立小中学校」を「小松市立小学校等」に改める。

(小松市立学校施設使用規則の一部改正)

第4条 小松市立学校施設使用規則(昭和24年小松市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小松市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則(昭和52年小松市教育委員会規則第4号)に規定する小松市立学校体育施設」を「小松市立小学校, 中学校及び義務教育学校の体育施設」に改める。

(小松市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部改正)

第5条 小松市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則(昭和52年小松市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松市立小学校等の体育施設の開放に関する規則

第1条中「小松市立学校体育施設」を「小松市立小学校, 中学校及び義務教育学校の体育施設」に改める。

附 則

この規則は, 令和3年4月1日から施行する。

小松市立学校管理規則（平成14年小松市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>小松市立学校管理規則</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 学校の休業日は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日のほか、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>小学校及び中学校</u></p> <p>学年始休業日 4月1日から同月5日まで 夏季休業日 7月21日から8月30日まで 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで 学年末休業日 3月25日から同月31日まで</p> <p>(2) 高等学校</p> <p>学校創立記念日</p> <p>学年始休業日 4月1日から同月7日まで 夏季休業日 7月21日から8月31日まで 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで 学年末休業日 3月25日から同月31日まで</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める場合においては、休業日を定めることができる。</p> <p>3 校長は、教育上特に必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、児童生徒の特定の集団について授業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。</p>	<p>小松市立学校管理規則</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 学校の休業日は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日のほか、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u></p> <p>学年始休業日 4月1日から同月5日まで 夏季休業日 7月21日から8月30日まで 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで 学年末休業日 3月25日から同月31日まで</p> <p>(2) 高等学校</p> <p>学校創立記念日</p> <p>学年始休業日 4月1日から同月7日まで 夏季休業日 7月21日から8月31日まで 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで 学年末休業日 3月25日から同月31日まで</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める場合においては、休業日を定めることができる。</p> <p>3 校長は、教育上特に必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、児童生徒の特定の集団について授業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。</p>

小松市立小学校及び中学校の準教科書の無償措置に関する規則（昭和48年小松市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>小松市立<u>小学校及び中学校</u>の準教科書の無償措置に関する規則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、小松市立<u>小学校及び中学校</u>において使用する準教科書を無償とする措置について、必要事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、準教科書の採択の制度を整備し、小学校及び中学校の教育の充実を図ることを目的とする。</p> <p>～（略）～</p> <p>（無償給付）</p> <p>第3条 小松市は、毎年度、<u>小学校の児童及び中学校の生徒</u>が、各学年の課程において使用する準教科書で、第7条から第14条までの規定により採択されたものを購入し、<u>小学校及び中学校</u>の校長に無償で給付することができる。</p> <p>（無償給与又は貸与）</p> <p>第4条 <u>小学校及び中学校</u>の校長は、前条の規定により、小松市から無償で給付された準教科書を当該児童又は生徒に無償で給与し、又は貸与することができる。</p> <p>2 学年の中途において転入した児童又は生徒については、種目ごとに、転入後において使用する準教科書が、転入前使用の準教科書と異なる場合又は使用していなかった場合に無償で給与し、又は貸与する。</p> <p>（無償給与又は貸与の範囲）</p> <p>第5条 <u>小学校及び中学校</u>において使用される準教科書の無償給与又は貸与を受ける者の範囲は、<u>小学校の第1学年から第6学年までの児童及び中学校の第1学年から第3学年までの生徒</u>とする。</p> <p>（準教科書の種目）</p>	<p>小松市立<u>小学校等</u>の準教科書の無償措置に関する規則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、小松市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「<u>小学校等</u>」という。）において使用する準教科書を無償とする措置について、必要事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、準教科書の採択の制度を整備し、小学校及び中学校の教育の充実を図ることを目的とする。</p> <p>～（略）～</p> <p>（無償給付）</p> <p>第3条 小松市は、毎年度、<u>児童及び生徒</u>が、各学年の課程において使用する準教科書で、第7条から第14条までの規定により採択されたものを購入し、<u>小学校等</u>の校長に無償で給付することができる。</p> <p>（無償給与又は貸与）</p> <p>第4条 <u>小学校等</u>の校長は、前条の規定により、小松市から無償で給付された準教科書を当該児童又は生徒に無償で給与し、又は貸与することができる。</p> <p>2 学年の中途において転入した児童又は生徒については、種目ごとに、転入後において使用する準教科書が、転入前使用の準教科書と異なる場合又は使用していなかった場合に無償で給与し、又は貸与する。</p> <p>（無償給与又は貸与の範囲）</p> <p>第5条 <u>小学校等</u>において使用される準教科書の無償給与又は貸与を受ける者の範囲は、<u>小学校等に在籍する児童及び生徒</u>とする。</p> <p>（準教科書の種目）</p>

第6条 小学校及び中学校における無償給与又は貸与の準教科書の種目は、次に掲げるものとする。

小学校 体育(全学年)・特別活動(全学年)

中学校 体育(第1学年)

2 教科書について変改の必要が生じた場合は、種目を追加し、又は削除することができる。

3 当分の間、全種目にわたらないことができる。

第3章 採択

(教育委員会の任務)

第7条 小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、小学校及び中学校において使用する準教科書の採択の適正な実施を図るため、小学校及び中学校において使用する準教科書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、小学校及び中学校の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うものとする。

(採択委員会の設置)

第8条 小学校及び中学校において使用する準教科書について、教育委員会に対し、種目ごとに2種の推薦を行うため小松市準教科書採択委員会(以下「採択委員会」という。)を置く。

(採択委員の構成)

第9条 採択委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。この場合において、委嘱する委員の数は、小学校及び中学校のそれぞれの種目ごとに3人又は5人とする。

(1) 小学校及び中学校の校長及び教員

(2) 教育委員会の指導主事

(採択の基準)

第10条 採択の基準については、教育委員会において別に定める。

(採択の決定)

第6条 小学校等における無償給与又は貸与の準教科書の種目は、体育(全学年)とする。

2 教科書について変改の必要が生じた場合は、種目を追加し、又は削除することができる。

3 当分の間、全種目にわたらないことができる。

第3章 採択

(教育委員会の任務)

第7条 小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、小学校等において使用する準教科書の採択の適正な実施を図るため、小学校等において使用する準教科書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、小学校等の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うものとする。

(採択委員会の設置)

第8条 小学校等において使用する準教科書について、教育委員会に対し、種目ごとに2種の推薦を行うため小松市準教科書採択委員会(以下「採択委員会」という。)を置く。

(採択委員の構成)

第9条 採択委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。この場合において、委嘱する委員の数は、小学校等のそれぞれの種目ごとに3人又は5人とする。

(1) 小学校等の校長及び教員

(2) 教育委員会の指導主事

(採択の基準)

第10条 採択の基準については、教育委員会において別に定める。

(採択の決定)

第11条 小学校及び中学校において使用する準教科書の採択は、採択委員会の意見を聞いて、教育委員会が種目ごとに1種の準教科書を決定する。

(採択の期間)

第12条 小学校及び中学校において使用する準教科書の採択の期間は、4年とする。

2 採択の中途において、採択した準教科書の発行が行われなくなった場合は、新たに採択する準教科書の採択期間は、発行が行われなくなった準教科書を採択していた期間を控除した期間とする。

(採択変えの時期)

第13条 小学校及び中学校において使用する準教科書の採択変えの時期は、教科用図書の採択変えの年度と同じくし、当該年度の12月又は1月に行うものとする。

(採択のための展示)

第14条 準教科書の採択のための展示は、教育委員会において当該年度の12月又は1月に行い、校長及び教員の研究に資する。

第4章 無償給付及び給与又は貸与事務

(無償給付申請)

第15条 小学校及び中学校において使用する準教科書の児童及び生徒への無償給与又は貸与については、使用する前年度の3月15日までに、準教科書給付申請書(様式第1号)により校長が教育委員会へ給付について申請するものとする。

第11条 小学校等において使用する準教科書の採択は、採択委員会の意見を聞いて、教育委員会が種目ごとに1種の準教科書を決定する。

(採択の期間)

第12条 小学校等において使用する準教科書の採択の期間は、4年とする。

2 採択の中途において、採択した準教科書の発行が行われなくなった場合は、新たに採択する準教科書の採択期間は、発行が行われなくなった準教科書を採択していた期間を控除した期間とする。

(採択変えの時期)

第13条 小学校等において使用する準教科書の採択変えの時期は、教科用図書の採択変えの年度と同じくし、当該年度の12月又は1月に行うものとする。

(採択のための展示)

第14条 準教科書の採択のための展示は、教育委員会において当該年度の12月又は1月に行い、校長及び教員の研究に資する。

第4章 無償給付及び給与又は貸与事務

(無償給付申請)

第15条 小学校等において使用する準教科書の児童及び生徒への無償給与又は貸与については、使用する前年度の3月15日までに、準教科書給付申請書(様式第1号)により校長が教育委員会へ給付について申請するものとする。

小松市立学校通学区域規則（平成31年小松市教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>小松市立学校通学区域規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>小松市立小学校及び小松市立中学校</u>（以下「<u>小松市立小中学校</u>」<u>という。</u>）の通学区域を定めるものとする。</p> <p>（小中学校通学区域）</p> <p>第2条 <u>小松市立小中学校</u>の通学区域は、別表のとおりとする。</p>	<p>小松市立学校通学区域規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>小松市立小学校，小松市立中学校及び小松市立義務教育学校</u>（以下「<u>小松市立小学校等</u>」<u>という。</u>）の通学区域を定めるものとする。</p> <p>（小中学校通学区域）</p> <p>第2条 <u>小松市立小学校等</u>の通学区域は、別表のとおりとする。</p>

小松市立学校施設使用規則（昭和24年小松市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>小松市立学校施設使用規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、学校施設（<u>小松市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和52年小松市教育委員会規則第4号）</u>）に規定する小松市立学校体育施設を除く。以下同じ。）が学校教育の目的以外の目的にみだりに使用されることを防止し、もって学校施設を確保し管理の万全を期することを目的とする。</p>	<p>小松市立学校施設使用規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、学校施設（<u>小松市立小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設</u>を除く。以下同じ。）が学校教育の目的以外の目的にみだりに使用されることを防止し、もって学校施設を確保し管理の万全を期することを目的とする。</p>

小松市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和52年小松市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>小松市立<u>小学校及び中学校</u>の体育施設の開放に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、小松市におけるスポーツの振興及びスポーツを通しての健全なグループ活動の育成並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、<u>小松市立学校体育施設</u>を学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童生徒その他一般市民の使用に供すること（以下「学校体育施設の開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>小松市立<u>小学校等</u>の体育施設の開放に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、小松市におけるスポーツの振興及びスポーツを通しての健全なグループ活動の育成並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、<u>小松市立小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設</u>を学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童生徒その他一般市民の使用に供すること（以下「学校体育施設の開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

議案第5号

小松市立学校教職員安全衛生委員会規程及び
勝木賞規程の一部を改正する規程について

小松市立学校教職員安全衛生委員会規程及び勝木賞規程を次のように
制定する。

小松市立学校教職員安全衛生委員会規程及び
勝木賞規程の一部を改正する規程

(小松市立学校教職員安全衛生委員会規程の一部改正)

第1条 小松市立学校教職員安全衛生委員会規程(平成17年小松市教育
委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小松市立小学校及び中学校設置条例」を「小松市立小学校
等設置条例」に改める。

(勝木賞規程の一部改正)

第2条 勝木賞規程(昭和57年小松市教育委員会規程第1号)の一部を
次のように改正する。

第2条中「第3学年」の次に「及び小松市立義務教育学校の第9学年」
を加える。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

小松市立学校教職員安全衛生委員会規程（平成17年小松市教育委員会規程第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>小松市立学校教職員安全衛生委員会規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、小松市立学校（<u>小松市立小学校及び中学校設置条例</u>（昭和40年小松市条例第19号）別表に規定する学校及び小松市立高等学校条例（昭和34年小松市条例第33号）に規定する学校をいう。以下同じ。）における教職員の安全衛生管理の円滑な推進を図るため、安全衛生委員会の設置に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>小松市立学校教職員安全衛生委員会規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、小松市立学校（<u>小松市立小学校等設置条例</u>（昭和40年小松市条例第19号）別表に規定する学校及び小松市立高等学校条例（昭和34年小松市条例第33号）に規定する学校をいう。以下同じ。）における教職員の安全衛生管理の円滑な推進を図るため、安全衛生委員会の設置に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

勝木賞規程（昭和57年小松市教育委員会規程第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>勝木賞規程</p> <p>（勝木賞の対象者）</p> <p>第2条 勝木賞の対象者は、小松市立中学校の第3学年に在籍する生徒とする。</p>	<p>勝木賞規程</p> <p>（勝木賞の対象者）</p> <p>第2条 勝木賞の対象者は、小松市立中学校の第3学年及び<u>小松市立義務教育学校の第9学年</u>に在籍する生徒とする。</p>

議案第7号

サイエンスヒルズこまつ科学賞規程の一部を改正する規程について

サイエンスヒルズこまつ科学賞規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

サイエンスヒルズこまつ科学賞規程の一部を改正する規程

サイエンスヒルズこまつ科学賞規程（令和2年小松市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「中学校，」の次に「義務教育学校，」を加える。

第4条第3号を次のように改める。

(3) ホープ賞

第8条第2号中「全国大会や資格検定等において顕著な成績を収めたもの」を「全国コンクール等において顕著な成績を収めたもの」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) ホープ賞 各種コンクール等（ひととものづくり科学館が開催するコンクールを含む。）において優秀な成績を収めたもの

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

サイエンスヒルズこまつ科学賞規程（令和2年小松市教育委員会規程第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第2条（略） （授賞の対象）</p> <p>第3条 ヒルズ科学賞を受けるものは、小松市内在住又は市内の小学校、中学校、高等学校に在籍する児童生徒及びひととのづくり科学館を利用する（ひととのづくり科学館の主催事業参加者を含む。）小松市外の児童生徒とする。ただし、団体の場合は、市内の学校、職場又は科学に関する団体とする。</p> <p>（ヒルズ科学賞の種類）</p> <p>第4条 規程第1条に規定するヒルズ科学賞の種類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ポラリス賞 (2) チャレンジ賞 (3) <u>レコード賞</u> (4) サイエンス功労賞 （推薦の手続）</p> <p>第5条（略） （授賞の決定及び方法）</p> <p>第6条（略） （選考委員会）</p> <p>第7条（略） （選考の方法及び基準）</p> <p>第8条 選考委員会の審議は、次項に定める選考基準に基づいて行い、その結果を教育長に報告するものとする。</p> <p>2 ヒルズ科学賞の選考基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ポラリス賞 自然科学分野における研究や各種コンクール等において特に優秀な成績を収めたもの</p>	<p>第1条～第2条（略） （授賞の対象）</p> <p>第3条 ヒルズ科学賞を受けるものは、小松市内在住又は市内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校に在籍する児童生徒及びひととのづくり科学館を利用する（ひととのづくり科学館の主催事業参加者を含む。）小松市外の児童生徒とする。ただし、団体の場合は、市内の学校、職場又は科学に関する団体とする。</p> <p>（ヒルズ科学賞の種類）</p> <p>第4条 規程第1条に規定するヒルズ科学賞の種類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ポラリス賞 (2) チャレンジ賞 (3) <u>ホープ賞</u> (4) サイエンス功労賞 （推薦の手続）</p> <p>第5条（略） （授賞の決定及び方法）</p> <p>第6条（略） （選考委員会）</p> <p>第7条（略） （選考の方法及び基準）</p> <p>第8条 選考委員会の審議は、次項に定める選考基準に基づいて行い、その結果を教育長に報告するものとする。</p> <p>2 ヒルズ科学賞の選考基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ポラリス賞 自然科学分野における研究や各種コンクール等において特に優秀な成績を収めたもの</p>

- (2) チャレンジ賞 全国大会や資格検定等において顕著な成績を収めたもの
- (3) レコード賞 ヒルズカップにおいて顕著な成績を収めたもの
- (4) サイエンス功労賞 科学の振興のために功績のあった個人及び団体
第9条及び第10条 (略)

- (2) チャレンジ賞 全国コンクール等において顕著な成績を収めたもの
- (3) ホープ賞 各種コンクール等（ひとものづくり科学館が開催するコンクールを含む。）において優秀な成績を収めたもの
- (4) サイエンス功労賞 科学の振興のために功績のあった個人及び団体
第9条及び第10条 (略)

小松市立高校受検状況について

令和3年2月9日
教育委員会会議 資料
市立高校

	普通科					普通科（芸術コース）					合計
	推薦受検	推薦内定	一般受検	一般合格	全合格者	推薦受検	推薦内定	一般受検	一般合格	全合格者	
平成29年度	30	24	145	136	160	38	10	35	30	40	200
平成30年度	17	17	157	148	165	30	10	25	25	35	200
平成31年度	19	16	160	144	160	31	10	28	28	38	198
令和2年度	26	12	129	109	121	21	10	22	22	32	153
令和3年度	26					27					

○令和3年度募集人数

- ・普通科 120名（うち推薦12名）
- ・普通科芸術コース 40名（うち推薦10名）

○今後の予定

- ・推薦入学検査日 2月9日（火）
- ・推薦入学合格内定者の通知 2月15日（月）
- ・一般入学出願 2月17日（水）～22日（月）
- ・入学検査 3月9日（火）～10日（水）
- ・合格発表 3月17日（水）正午